

福祉第3686号

裁 決 書

[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

[REDACTED]
上記代理人 [REDACTED]

[REDACTED]
上記代理人 [REDACTED]

処分庁 札幌市北区保健福祉部長

令和2年9月2日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和2年6月2日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更申請却下処分を取り消す。

事案の概要

1 令和2年5月20日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の申請を行い、同日付で保護が開始された。

なお、請求人は、令和2年4月2日、当時居住していた共同生活型住居を退居した後、友人宅等を転々とし、同年5月16日、NPO法人が運営する一時宿泊所へ入所していた。

2 令和2年5月22日、請求人は、処分庁に対し、入居費用、家具什器費、被服費及び布団代の支給を求める旨の保護変更申請（以下「本件申請」という。）を行った。

同日、処分庁の職員は、本件申請書を持参した前記1のNPO法人の職員に対し、請求人の衣服の状況について確認を依頼したところ、当該NPO法人の職員は、請求人が現に着用している下着、靴下、半袖Tシャツ、デニムジーンズ、ジャージの上着を所持しており、着替えはないが、穴が開いたり、チャックが壊れたりしている様子はないことを、電話により回答した。

3 処分庁は、令和2年6月2日付けで、請求人に対し、本件申請のうち被服費の支給を求める部分を却下する処分（以下「原処分」という。）を行った。原処分の通知書には、却下の理由として、「今回申請の被服費（平常着）につきましては、現に着用している衣類があり、衣類の状態についても全く使用に堪えない状況ではないとの申出がありましたので、被服費（平常着）を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に該当しないと判断し、却下といたします。」などと記載されていた。

4 請求人は、原処分を不服として、令和2年9月2日、本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

(1) 請求人は、保護開始時点において、着ている服しか持っておらず、着替えを持っていなかったのであるから、被服費の支給を却下した原処分は、健康で文化的な最低限度の生活を保障した日本国憲法第25条及び必要即応の原則を定めた法第9条に違反するものであること。

(2) 請求人は、NPO法人の一時宿泊所を退所した令和2年6月2日より前の

生活扶助は支給されなかつたため、本件申請時において、経常的最低生活費をやり繰りして被服費を捻出することはできなかつたのであるから、臨時の最低生活費の支給対象となる「新たに保護を開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている」状態に該当すること。

2 処分序の主張

請求人は、保護開始時点において、現に使用に堪えうる被服を着用しており、その被服は今後も使用可能な状態であったため、「現に着用する被服（平常着）が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある」場合に該当しない。そのため、最低生活に必要不可欠な物資を欠いており、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合には該当しないのであるから、原処分は適法かつ正当である。

由 理

1 法令等の規定について

(1) 法の規定について

ア 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

イ 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとされている（法第9条）。

(2) 処理基準について

保護の変更に係る事務（法第24条第9項において準用する同条第3項の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされて

いることから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(同日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)を定め、これらを踏まえ「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)が定められている。

(3) 最低生活費等に係る処理基準について

ア 保護の最低生活費は、次の「経常的最低生活費」と「臨時の最低生活費(一時扶助費)」があるとされている(次官通知第7)。

(ア) 経常的最低生活費は、要保護者の衣食等日々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要を全て賄うべきものであるとされている。

(イ) 臨時の最低生活費(一時扶助費)は、新たに保護を開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合等の特別の需要のある者について、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時に認定するものであることとされている。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来、経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定に当たっては、十分留意することとされている。

イ 保護開始時等において、現に着用する被服(平常着)が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者の場合については、前記アの基準によって判断した上、必要と認めるとときは、1人当たり1万4,000円の範囲内に

において、特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないとされ、その場合は、現物給付を原則とすることとされている（局長通知第7の2(5)ア(イ)）。

ウ 経常的最低生活費は、月々これを完全に消費すべきものということではなく、ある程度の期間を通じてのやり繩りを考慮した平均月額的な意味での基準として設定されていることから、被服の更新等については、通常、経常的最低生活費により賄われるのが原則となるが、被保護者の家計規模は一般国民のそれより小さく、やり繩りの範囲にも自ずから限度があり、例えば、生活の場の転換に際し最低生活の基盤の物資の確保に多額の費用を必要とする場合には、経常的最低生活費の範囲内でのやり繩りは困難となる場合が考えられ、臨時の最低生活費（一時扶助費）は、かかる特定の条件下における臨時特別の需要に対応するものであるとされている（問答集第7の1(4)）。

そして、正常な日常生活を営む能力に欠けている等の特別な事情があり、現に最低生活の維持に必要不可欠な被服等を欠いている場合は、一時扶助費の対象となりうるものであるとされている（問答集問7-36）。

2 判断

本件において、処分庁は、請求人の衣服の状況について、現に着用している下着、靴下、半袖Tシャツ、デニムジーンズ、ジャージの上着を請求人が所持しており、着替えはないが、これらの衣服に穴が開いたり、チャックが壊れたりしている様子はないことを、請求人が入所していた一時宿泊所を運営するNPO法人の職員から電話により確認したため（前記「事案の概要」の2）、被服費を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に該当しないとして、本件申請のうち被服費の支給を求める部分を却下したことが認められる（同3）。

ところで、被服の更新等については、通常、経常的最低生活費により賄われるのが原則であるが、生活の場の転換に際し最低生活の基盤の物資の確保に多

額の費用を必要とする場合等にあっては、経常的最低生活費の範囲内でのやり繕りが困難となることが考えられ、正常な日常生活を営む能力に欠けている等の特別な事情があり、現に最低生活の維持に必要不可欠な被服等を欠いている場合は、一時扶助費の対象となりうるものであるとされている（前記1(3)ウ）。

これを本件についてみると、請求人は、本件申請の時点において、現に着用している衣服のほかに被服を保有していなかったことが認められ（前記「事案の概要」の2）、かかる状態は、「新たに保護を開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合等」（前記1(3)ア(イ)）に該当し、また、保護開始直後では、被服費の捻出に当たり、経常的最低生活費の範囲内でのやり繕りが困難であったと考えられることから（同(3)ウ）、社会通念上、正常な日常生活を営む能力に欠けており、現に最低生活の維持に必要不可欠な被服等を欠いている場合として、一時扶助費の対象となるというべきである。

そして、法に定める必要即応の原則に照らせば（同(1)イ）、前記のとおり最低生活の維持に必要不可欠な被服等を欠いているにもかかわらず、被服費の支給を却下した原処分は、裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものといわざるを得ない。

この点、処分庁は、請求人について、現に着用している衣服があるのであるから、現に着用する被服（平常着）が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者とはいはず、被服費を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に該当しない旨を主張する（前記「審理関係人の主張の要旨」の2）。

しかしながら、本件申請の際に現に着用している被服があったとしても、前記のとおり、最低生活の維持に必要不可欠な被服等を欠いているのであれば、被服費の支給要件に該当すると解するのが相当であり、処分庁の主張を採用することはできない。

したがって、原処分は、その判断の過程において、最低生活の基盤となる被服の確保の必要性という考慮すべき事項を考慮しないで行われた違法かつ不当

なものとして、取消しを免れない。

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和3年（2021年）3月18日

審査庁 北海道知事 鈴木直道

